

平成 28 年 3 月吉日

お客様各位様

厚生労働省登録検査機関  
株式会社中部衛生検査センター  
代表取締役 小澤博美

ノロウイルス検査 ブレイア法に伴う ELISA 法による検査受託中止についてのお願い

拝啓時下益々ご盛栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さてこの度、新たにブレイア法によるノロウイルス検査法を採用することとなり、本年 6 月末をもって ELISA 法によるノロウイルス検査の受託を中止させて頂くこととなりましたので、取り急ぎご案内いたします。

ELISA 法は、昨年冬よりニュース等で報道がありました G II. 17 変異型（いわゆる新型ノロウイルス）の検出率が低く、検査試薬の供給先であるメーカーにおいても改良に取り組んでおりますが、年度中の改良は難しいとの回答でした。そこで ELISA 法より高い検出感度を持っており、流行の主流である G II 4 型と同様の高い感度で G II 17 変異型の検出ができ、その他の遺伝子型も同様の感度にて検出されるブレイア法の導入を決定いたしました。なお、ブレイア法の検査料金については ELISA 法と同額とさせて頂きます。

お客様にはご不便をお掛けすると存じますが、何卒ご了承の程お願い申し上げます。

敬具